

大阪府雇用対策協定

少子高齢化に伴い生産年齢人口が減少する中、大阪の活力維持や経済の持続的な成長を図るためには、若者・女性・障がい者・高齢者など多様な人材が活躍できる社会を実現するとともに、産業振興と一体となった人材育成・人材確保支援が重要である。

このため、大阪府と厚生労働省大阪労働局（以下「大阪労働局」という。）は、それぞれの強みを活かしつつ、より連携を強化した取組を進めるために、以下のとおり「大阪府雇用対策協定（以下「協定」という。）」を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大阪府が行う雇用、福祉、産業振興、教育等に関する施策と大阪労働局が行う職業紹介、雇用保険、企業指導等その他雇用に関する施策について、相互に連携し、効果的かつ効率的に実施することで、働く意思のある人が持てる能力を十分に発揮する機会を得るとともに、大阪府内の企業が必要な人材を確保することを目的とする。

（事業内容等）

第2条 大阪府及び大阪労働局は、前条の目的を達成するため、具体的な取組、実施方法及び数値目標を事業計画として毎年定めるものとする。

2 前項の事業計画の策定及び事業計画に定めた取組の実施状況の評価等は、大阪府及び大阪労働局で組織する運営協議会で行うものとする。

（要請等）

第3条 大阪府知事及び大阪労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため必要な要請を相互に行うことができるものとする。

2 大阪府知事及び大阪労働局長は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

（秘密保持）

第4条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、大阪府及び大阪労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。

ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、大阪府及び大阪労働局は誠意を持って協議し、定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、締結する日から実施する。
- 2 第2条の事業計画は、平成30年度を初年度として策定する。なお、初年度の事業計画に限り大阪府知事と大阪労働局長の合意に基づき策定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、大阪府知事及び大阪労働局長が記名、押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成30年3月27日

大 阪 府 知 事

厚生労働省大阪労働局長